

第 5 章 災害応急対策計画

（地震・津波対策）

第5章 災害応急対策計画（地震・津波対策）

第1節 職員動員計画

大規模地震・津波発生時には、特に発災直後において防災関係機関に対し緊急な連絡によって、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

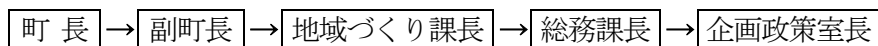
このため、福岡管区气象台が発表する地震・津波に関する情報及び関係機関から収集した震度情報や津波情報等により、一定規模以上の地震・津波が発生した場合においては、町は以下により迅速かつ的確に災害応急活動体制を整え、職員の動員配備を行う。

- 1 町の組織体制の確立
- 2 指定行政機関等の活動体制
- 3 災害救助法の適用手続等

1 町の組織体制の確立

（1）意思決定権者代理順位

災害対策本部の設置・自衛隊派遣要請等、応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合においては、代理で意思決定を行った者は、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



（2）夜間・休日発災時の初動体制の確立

ア 緊急参集（町内で震度6弱以上の地震が発生したとき）

大規模な地震が発生した場合は、通信、交通等の途絶により、災害対策本部の設置を含む非常配備体制を直ちにとることも困難になると考えられる。

したがって、次のとおり、発災直後の応急対策を実施する。

- ①全職員は、自発的に手段を尽くして、速やかに参集する。
- ②情報の収集伝達、避難誘導、救護等、緊急性の高い応急対策に従事する。
- ③課長が不在の場合は、参集した者のうち、上席者が指揮を代行し、課長が参集した時点で引き継ぐものとする。
- ④災害対策本部設置後は、本部長の指示により非常配備体制に移行する。

イ 自主参集（みなし参集）

風水害は事前の気象予察がある程度可能であるため、配備の開始時期及び最初の要員を具体的に指示することが可能である。一方、地震・津波は発生が極めて突発的であり、最初の要員を明確に示すことはできない。また、地震等の規模によっては、多数の職員が被災することが十分考えられる。

したがって、休日・夜間等勤務時間外において地震による揺れを感じたとき

は、テレビ、ラジオ等により地震情報・津波情報を確認し、各配備に該当する職員は、自身が最初の配備要員であるとみなし、下表の基準に基づき、参集するものとする。

配備及び担当課	地震、津波の情報
準備体制 配備要員 (地域づくり課、都市建設課、農林水産課、上下水道課)	町内に震度4の地震が発生し、または津波注意報が発表されたとき。
警戒体制 配備要員 (各 課)	町内に震度5弱の地震が発生し、または津波警報が発表されたとき。
災害対策 本部員 (非常体制第1配備) (各 課)	町内に震度5強の地震が発生し、または大津波警報が発表されたとき。
災害対策 本部員 (非常体制第2配備) (全職員)	町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。

ウ 参集時の留意事項

- a 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、住民、自主防災組織等による人命救助活動が実施されているときは、その旨を所属する課長に連絡し、これに参加することとする。
- b 参集に際しては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況に注視し、これを随時連絡することとする。
- c 交通途絶等により登庁することが困難な職員は、各課長に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町長は、町内に震度5強の地震が発生し、または大津波警報が発表されたとき、非常体制を指令する必要があると認めたときは、災害対策本部を役場庁舎内に設置するとともに、防災関係機関等の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、災害対策本部が被災により設置不可能な場合には、代替施設での応急対策を実施する。

動員の配備体制は次のとおりとする。

設 置 体 制	設 置 ・ 要 員 配 備 基 準
準 備 体 制 (地域づくり課等)	町内に震度4の地震が発生したとき、または津波注意報が発表されたとき。
警 戒 体 制	町内に震度5弱の地震が発生したとき、または津波警報が発表されたとき。

設 置 体 制	設 置 ・ 要 員 配 備 基 準
非 常 体 制 第 1 配 備	町内に震度 5 強の地震が発生し、または大津波警報が発表されたとき。
非 常 体 制 第 2 配 備	町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。

イ 災害対策本部会議の開催

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要に応じて本部長は、副本部長、本部長付及び本部員を召集し災害対策本部会議を開催する。

ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消し、または災害の応急対策が完了したと本部長が認めたときに廃止する。

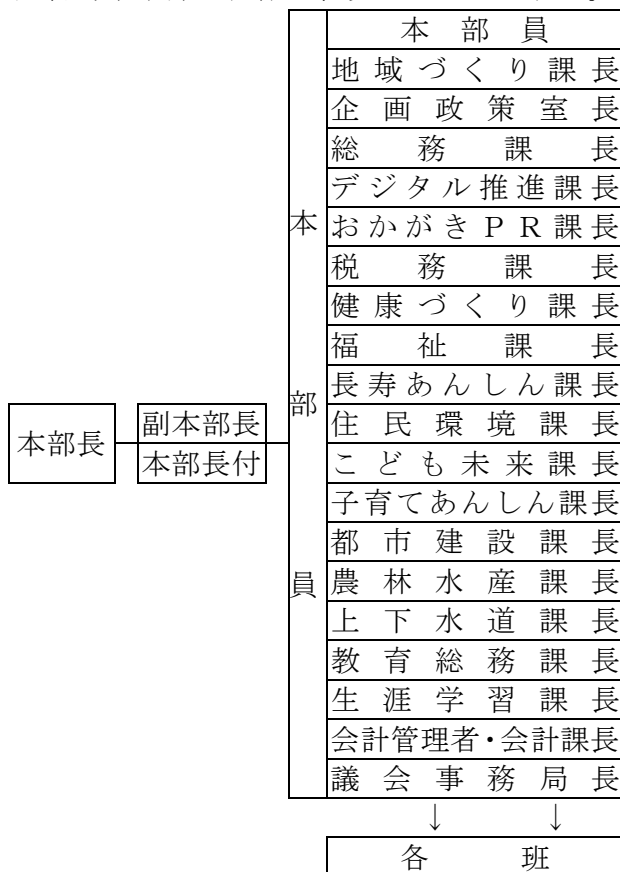
エ 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止したときは、以下の機関等に通知するものとする。

- ・ 県
- ・ 県警察
- ・ 遠賀郡消防本部
- ・ 防災関係機関
- ・ 議会議長
- ・ 自治区長

オ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



- ・本 部 長 : 災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ・副 本 部 長 : 本部長を補佐し、事故のあるときは、その職務を代理する。
- ・本 部 長 付 : 本部長を補佐する。
- ・本 部 員（各 課 長）: 本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地に赴き指揮を執る。

カ 班編成及び事務分掌

班編成及び事務分掌は、資料編に示す。

キ 動員計画

災害対策本部を設置した場合の動員は、次の要領による。

- ①地域づくり課長は、本部長の指示を受け配備の体制を関係課長に通知する。
- ②関係課長は、指示された配備の体制の範囲内において職員の動員を行う。
※配備要員は、常に所在を明らかにし災害の発生が予想される事態または災害の発生を知ったときは、直ちに登庁し担当課長に連絡してその指示を受けなければならない。
- ③関係課長は、配備要員の配備を完了したときは、速やかに地域づくり課長に報告し、地域づくり課長は本部長に報告するものとする。
なお、動員人数の基準は、資料編に示す。

ク 参集場所

参集場所は、各職員指定の場所とする。

（４）職員の動員連絡方法

勤務時間内の動員方法と、休日夜間等の動員方法は、資料編に示す。

2 指定行政機関等の活動体制

（１）各指定行政機関

ア 指定地方行政機関

地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

ウ 公共施設の指定緊急避難場所又は指定避難所等の施設管理者

公共施設の指定緊急避難場所又は指定避難所等の施設管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共施設の指定緊急避難場所又は指定避難所等の施設管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 職員の派遣

本部長は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めたときは、指定地方公共機関の長に対して、その担当職員を派遣するよう要請する。

3 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の適用基準

ア 知事は、災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合には、市町村、その他関係機関及び県民等の協力の下に災害救助法による救助を実施する。

①本町の区域内の住家滅失世帯数が60世帯以上であること。

②県の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であり、本町の住家滅失世帯数が30世帯以上であること。

③県の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

④多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

イ 前記アの①から③までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊しまたは半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

ウ 前記アによるもののほか、知事は、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として県内市町村が告示されたときには、災害救助法による救助を実施できる。

(2) 災害救助法の適用手続

ア 町長は、当災害による被害の程度が前記(1)の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込がある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。

イ 町長は、前記(1)の「災害救助法の適用基準」の③の後段及び④の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。

ウ 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を速やかに情報提供する。

（3）救助の実施

法による救助の種類は、次のとおりである。

なお、前記（1）の「災害救助法の適用基準」のウによる救助の種類は、アである。

- ア 避難所（応急仮設住宅を除く）の供与
- イ 炊き出し、その他による食品の供与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の供与または貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急処理
- キ 生業に必要な資金等
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- シ 応急仮設住宅の供与

第2節 防災関係機関の応援要請

本節の内容は、第3章 第2節「防災関係機関への応援要請」による。

第3節 災害ボランティアの受入・支援

本節の内容は、第3章 第3節「災害ボランティアの受入・支援」による。

第4節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達）

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、以後の地震発生への警戒等）は、防災関係機関等が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、漁業関係者等あるいは漁船、漁具などを避難させることが重要となる。このため、緊急地震速報、津波警報・注意報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

1 津波警報・注意報の伝達

1 津波警報・注意報の伝達

町から住民等（漁業・港湾関係者、地方公共団体の職員及び海水浴客等も含む）への周知方法を以下に示す。

- ・津波警報等の伝達を受けたとき、または、伝達ルートに関係なく覚知したときは、町は地域防災計画に基づき関係住民等に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は次のとおりである。

（１）直接的な方法

- ・町緊急防災無線、岡垣町地域情報伝達無線システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により自動起動された緊急防災無線、岡垣町地域情報伝達無線システムの戸別受信機「でんたつくん」またはラジオによる同報的運用による通報
- ・消防車や広報車等の利用
- ・水防計画等による警鐘の利用
- ・電話・口頭による戸別通知
- ・屋外拡声器による通知
- ・漁業無線の利用
- ・緊急速報エリアメールの利用
- ・防災アプリ ふくおか防災ナビ・まもるくんの利用
- ・町公式ホームページの利用
- ・町公式L I N Eの利用
- ・町公式F a c e b o o kの利用
- ・その他旗等視覚的伝達手段

（２）間接的な方法

- ・自治区や地域住民を通じての通知
- ・漁業協同組合を通じての通知
- ・他機関を通じての通知

第5節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）

津波が発生した場合、安全に避難するためには早期の自発的な避難が重要である。そのため、住民が早期に自発的な避難を開始できるよう避難対策を充実する必要がある。

なお、地震に伴う災害対策としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、本節は、主として津波によるものを対象として記述している。津波による災害対策は揺れによる災害対策と重なるところもあるので、本節以外も合わせて震災対策のために活用すべきものである。

- 1 津波災害応急対策のための基本的な考え方
- 2 津波に対する防災体制の整備
- 3 津波に対する避難体制の整備
- 4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備
- 5 沿岸地域住民等の自衛措置
- 6 津波避難時の留意点等
- 7 救急・救助活動

1 津波災害応急対策のための基本的な考え方

津波が発生し、または発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平時から怠りなく行う必要がある。特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難対策を充実・強化する必要がある。

津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、応急救容、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

2 津波に対する防災体制の整備

町は、災害予防計画に基づいた体制整備を推進するとともに、災害発生時には速やかな要員配備等を行い、関係機関等と連携しながら適時適切な津波災害応急対策を実施していくものとする。

3 津波に対する避難体制の整備

（1）避難行動の原則

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、災害予防対策で検討した自動車で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行うものとする。

(2) 避難誘導の原則

町は、災害予防対策で検討した対策に基づき避難誘導者等の安全を確保した上で避難誘導や防災対応に当たるものとする。

4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備

地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。

(1) 海岸等における広報

町は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、緊急防災無線、消防車や広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

また、津波警報や避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人等にも確実に伝達できるよう、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

(2) 河川遡上に関する広報

海岸沿いから続く標高3～4mの低地においては、津波の河川遡上による浸水被害を受けるおそれがあるので、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地にある者等に対し、町防災行政無線、消防車や広報車等により、該当する低地から退避するよう広報する。

5 沿岸地域住民等の自衛措置

沿岸地域住民は、日頃から十分な津波避難訓練を行うように努め、沿岸地域において強い揺れ等を感じたときは、住民、船舶等は、迷うことなく自発的に直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難するなど、自衛措置をとるものとする。

6 津波避難時の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、町は、津波避難訓練をする際には災害予防対策で示した留意点等に基づき、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努めながら、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を実施するよう努めるものとする。

7 救急・救助活動

町は、津波災害警戒区域内では、地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

第6節 情報の収集・伝達計画

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は被害情報等の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

1 被害情報の収集と被害規模の早期把握 2 通信計画

1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

大規模地震が発生した場合、町の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるため、早い段階で被害規模の把握に努める。

（1）被害中心地及び被害規模の推定

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集に当たる。

町は、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察、消防等が実施するヘリコプターによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

（2）地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的信息を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

町は災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連携する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）または県に報告するものとする。

（3）応急対策活動情報の報告

町は、県に災害対策本部設置状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を報告する。

(4) 県への報告等

町は、即座に概括情報の収集を行い、災害概況即報等、所定の様式にしたがって、電話等により県に対し報告するものとし、その後速やかに「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況を報告するものとする。また、必要に応じ防災関係機関に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請することとする。

なお、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

(5) 報告責任者

各種被害情報の収集・報告責任者は、地域づくり課長とする。

2 通信計画

(1) 災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

このため、必要に応じ、町は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(2) 災害時における通信連絡

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、町と県とで相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

町から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

第7節 広報・広聴

本節の内容は、第3章 第5節「広報・広聴」による。

第8節 二次災害の防止

地震にともなう大規模な火災、地震発生後の降雨に伴う水害、土砂災害等の二次災害に対する活動を定める。

- 1 大規模な火災、降雨等に伴う二次災害の防止
- 2 ため池施設災害応急対策

1 大規模な火災、降雨等に伴う二次災害の防止

町及び関係機関は、大規模な火災や降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

(1) 大規模な火災対策

町は、消防団を派出し遠賀郡消防本部と連携しつつ大規模な火災の延焼防止、ライフライン復旧時における通電火災の防止及び火災警戒などに努めるとともに、関係機関や住民に周知を図り、速やかに避難対策を実施するものとする。

(2) 水害・土砂災害・宅地災害対策

町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険性が高いと判断された箇所については、県との連携のもと、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(3) 建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－

町は、被災した建築物等の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

(4) 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

町は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

2 ため池施設災害応急対策

計画内容は、第3章 第6節「二次災害の防止」による。

第9節 震災消防計画

地震発生時には、同時多発火災、道路の寸断等危険現象が複合的に発生するので、遠賀郡消防本部及び消防団は現有消防力の有機的運用により効果的な消防活動を図るものとする。

- 1 地震発生時の防災対策
- 2 消防の措置
- 3 災害時の消防活動体制
- 4 消防活動

1 地震発生時の防災対策

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、現有消防力を最大限に活用し活動に当たるものとする。

- ア 地震による火災の発生の防止
- イ 地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
- ウ 地震災害からの人命安全の確保

2 消防の措置

自主防災組織を活用して、速やかに地域における活動を開始する。

- ア 出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民、自主防災組織にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

- イ 消防活動

地震の被害は、地震の強さ、地盤等によって異なるが、火災及び救出・救助事象が多発することが予測される。

これに対応するため、災害情報収集を行い、さらに有線、無線通信施設を効果的に活用するとともに、火災発見件数及び災害規模等状況に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

3 災害時の消防活動体制

計画内容は、第3章 第7節「消防対策計画」による。

4 消防活動

計画内容は、第3章 第7節「消防対策計画」による。

第 10 節 避難対策計画

本節の内容は、第 3 章 第 9 節「避難対策計画」による。

第11節 避難行動要支援者等の支援

本節の内容は、第3章 第10節「避難行動要支援者等の支援」による。

第 1 2 節 公安警備・交通計画

災害発生時には、様々な社会的混乱、道路交通渋滞等が発生する。

このため、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の防止、交通秩序等を目的とした地域安全対策、交通規制対策は次のとおりである。

1 犯罪の予防・取締り

2 交通規制

1 犯罪の予防・取締り

犯罪の予防・取締りについては、警察が実施する陸上警備並びに海上保安庁が実施する海上警備がある。よって、これらの機関と密接な連携をとりながら、地域の安全と秩序の維持を図っていく。

また、町としても住民が避難した地域について、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護に努めるものとし、防犯協会等とも協力しながらパトロール活動を実施する。

2 交通規制

陸上の交通対策として、次のとおり警察（公安委員会）及び道路管理者等が相互に連携・協力し、的確・円滑な災害応急対策を実施する。

（1）警察（公安委員会）による交通規制等

- ・災害が発生し、あるいはまさに発生しようとしている場合において、交通の安全を円滑に図り、そして、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、区間または区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。
- ・災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両の先導を行う。
- ・緊急通行車両の通行の確保等、的確・円滑な災害応急対策を行うため、防災関係機関等に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

（2）道路管理者による交通の禁止、制限

道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。

第13節 救援救護計画

災害時における救援・救護対策は、災害対策の重要な施策の一つである。災害が発生した場合、被害を最小限度に抑え、人命の安全を確保するためには、救援救護活動を迅速かつ円滑に行うことが重要である。このため、次のような施策を定める。

- 1 孤立集落における災害応急対策
- 2 救出・救助
- 3 食料の給付及び給水
- 4 生活物資の給付
- 5 医療・助産
- 6 遺体の搜索・処理・埋葬対策計画
- 7 輸送車両等の確保
- 8 防疫及び保健衛生
- 9 労力の確保

1 孤立集落における災害応急対策

計画内容は、第3章 第11節「孤立集落における災害応急対策」による。

2 救出・救助

計画内容は、第3章 第12節「救出計画」による。

3 食料の給付及び給水

（1）食料供給

計画内容は、第3章 第13節「食料供給計画」による。

（2）応急給水

震災時は水道管の破裂や、地殻変動による地下水脈の変化により、水道の供給不能、地下水の汲み上げ不能及び汚染により、飲料水の不足等が発生する。町長は、以下により飲料水の供給を図る。

・給水基準

飲料水の供給については、基本水量を一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水も確保する。

- ・給水方法浄水場から直接取り入れ、ポリタンクにより給水し、飲料水として供給する。

以上、応急給水について述べたが、第3章 第14節「給水対策計画」にも準拠する。

4 生活物資の給付

(1) 物資調達計画

計画内容は、第3章 第15節「生活必需品等の供給対策計画」による。

5 医療・助産

計画内容は、第3章 第16節「医療・助産対策計画」による。

6 遺体の搜索・処理・埋葬対策計画

計画内容は、第3章 第17節「遺体の搜索・処理・埋葬対策計画」による。

7 輸送車両等の確保

計画内容は、第3章 第19節「輸送対策計画」による。

8 防疫及び保健衛生

計画内容は、第3章 第20節「防疫・保健衛生対策計画」による。

9 労力の確保

(1) 労力確保の要領

ア 災害応急対策を実施する際に、不足する労力については民間団体の協力を得るものとする。

イ 応急援護の実施に必要な雇用は、次の救助を実施するために行うものとする。

- ①被災者の避難
- ②医療及び助産における移送
- ③被災者の救出
- ④飲料水の供給
- ⑤救援用物資の整理、輸送及び配分
- ⑥遺体の搜索
- ⑦遺体の処理

(2) 賃 金

災害救助法に定める実費とする。

第14節 被災地の応急対策計画

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多量の障害物や廃棄物が排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくる。このため、被災地の住民が当分の間の生活に支障がないよう、環境保全を図るとともに家屋を喪失した者に対し、応急仮設住宅の建設等を行う。これらについて、次のとおり定める。

- 1 障害物除去及び清掃
- 2 応急仮設住宅及び住宅の応急修理
- 3 道路施設災害応急対策

1 障害物除去及び清掃

（1）障害物の除去

計画内容は、第3章 第18節「障害物の除去対策計画」による。

（2）清掃計画

計画内容は、第3章 第21節「環境衛生対策計画」による。

2 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

計画内容は、第3章 第22節「応急仮設住宅計画」による。

3 道路施設災害応急対策

道路は、避難路、緊急輸送路、連絡路、延焼遮断帯等、多種多様の機能を持ち、震災対応において極めて重要であるため、道路施設災害の応急対策は発災後、直ちに行わなければならない。

（1）応急処置

ア 路面の亀裂、地割れ及び沈下等については、土砂、碎石の充てん、または盛土をする。

イ 土砂等により通行が不可能になった場合は、重機等により崩壊土砂の除去を行うものとする。

ウ 倒壊した電柱、街路樹及び落下物については、一時路端に積み置く。

エ 道路の被害により車両の安全走行が図れない場合は、関係機関等と協議し必要な措置を講ずる。

① 迂回路の設定、一方通行、その他状況に応じた措置を取る。

② 道路の応急処置の状況について、必要な広報を行うものとする。

第 15 節 文教対策計画

本節の内容は、第 3 章 第 2 3 節「文教対策計画」による。

第16節 生活関連施設等応急対策計画

都市生活の基幹をなす電気、ガス、上下水道、交通、電話等の都市施設が被災した場合、都市機能が麻痺し、住民に与える影響は大きい。このため各防災関係機関において、それぞれの活動体制を確立して相互に連携し、応急対策、広報活動を的確に実施するために次のことを定める。

- 1 電力施設
- 2 ガス施設
- 3 上下水道施設
- 4 交通施設
- 5 通信施設

1 上下水道施設

計画内容は、第3章 第24節「公共的施設に対する対策計画」による。

2 電力施設

震災時における電力施設の応急対策は、社会一般に及ぼす影響の大きいことを考慮し、被害の早期復旧を図るものとする。

なお、計画内容は、第3章 第24節「公共的施設に対する対策計画」による。

3 ガス施設

計画内容は、第3章 第24節「公共的施設に対する対策計画」による。

4 交通施設

計画内容は、第3章 第24節「公共的施設に対する対策計画」による。

5 通信施設

計画内容は、第3章 第24節「公共的施設に対する対策計画」による。

第 17 節 自衛隊派遣要請計画

本節の内容は、第 3 章 第 25 節「自衛隊派遣要請計画」による。